

静岡県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

静岡県知事 川勝平太

## 静岡県規則第12号

静岡県行政組織規則の一部を改正する規則

静岡県行政組織規則（平成19年静岡県規則第29号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第1節の2 経営管理部関係出先機関（第15条） を  
第1節の3 政策企画部関係出先機関（第15条の2）」

「第1節の2 危機管理部関係出先機関  
第1款 危機管理局（第14条の3）  
第2款 消防学校（第14条の4）  
第3款 環境放射線監視センター（第14条の5） に、  
第1節の3 経営管理部関係出先機関  
第1款 財務事務所（第15条）  
第2款 賀茂振興局（第15条の2）」

「第10款 中小企業労働相談所（第44条） を  
第11款 農林大学校（第45条）」

「第10款 中小企業労働相談所（第44条）  
第10款の2 計量検定所（第44条の2） に、  
第11款 農林大学校（第45条）  
第11款の2 ふじのくに茶の都ミュージアム（第45条の2）」

「第14款 漁業高等学園（第48条） を 「第14款 漁業高等学園（第48条・第49条）」に、  
第15款 計量検定所（第49条）」

「第5款 御前崎港管理事務所（第54条～第56条）  
第7節 危機管理部関係出先機関  
第1款 危機管理局（第57条） を  
第2款 消防学校（第58条）  
第3款 環境放射線監視センター（第59条）」

「第5款 御前崎港管理事務所（第54条―第59条）」に改める。

第4条中「この下に置かれた局、公室」を「これらの下に置かれた局」に、「東部地域政策局長、中部地域政策局長、西部地域政策局長」を「東部支援局長、中部支援局長、西部支援局長」に改める。

第7条中「若しくは公室長」を削る。

第8条中「、公室長」を削る。

第9条中「公室長又は」を削る。

第10条の見出し中「、公室」を削り、同条第1項各号列記以外の部分中「及び公室」及び「若しくは公室」を削り、同項第1号の表中「局等」を「局」に改め、同表知事公室の項を次のように改める。

知事戦略局	総務課
	秘書課
	知事戦略課
	総合計画課
	広聴広報課

第10条第1項第1号の次に次の1号を加える。

(1)の2 危機管理部

局	課等
	総務課
	危機政策課
	危機情報課
	危機対策課
	消防保安課
	原子力安全対策課

備考 局の欄が空欄となっている課等は、局に属しない課等である。

第10条第1項第2号の表中「局等」を「局」に改め、同表職員局の項中「行政改革課」を「行政経営課」に改め、同表に次のように加える。

地域振興局	地域振興課
	市町行財政課
情報統計局	情報政策課
	電子県庁課
	統計利用課
	統計調査課

第10条第1項第3号を次のように改める。

(3) 削除

第10条第1項第4号の表中「局等」を「局」に改め、同項第5号の表中「局等」を

「局」に、

「

	総務企画課
--	-------

」を

「

管理局	総務監
	経理監
	政策監

」に、

「

スポーツ交流課
---------

」を「

オリンピック・パラリンピック推進課
ラグビーワールドカップ 2019 推進課

」に

改め、同表備考を削り、同項第6号から第8号までの規定中「局等」を「局」に改め、同項第9号を削る。  
第12条第1項各号列記以外の部分中「、公室」を削り、同項第1号の表中「局等」を「局」に改め、知事公室の項を次のように改める。

知事戦略局	総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 局内の人事、予算及び経理の総括に関する事。</li> <li>(2) 局内の事務改善の企画及び推進に関する事。</li> <li>(3) 局の所管に属する法令及び局の所管事業に係る法的問題への対応方針に関する事。</li> <li>(4) 局内の公益法人制度改革に関する事。</li> <li>(5) 局内の財産管理の総括に関する事。</li> <li>(6) 局内の広報の総括に関する事。</li> <li>(7) 局内の各課の連絡調整及び局内の他課の所掌に属しない事務に関する事。</li> </ul>
	秘書課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 皇室に関する事。</li> <li>(2) 儀式及び表彰に関する事。</li> <li>(3) 知事及び副知事の秘書に関する事。</li> <li>(4) 定例幹部職員会議その他の庁内重要会議の運営及び会議関連事項等の調査研究に関する事。</li> </ul>
	知事戦略課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 知事戦略の企画、立案等に関する事。</li> <li>(2) 知事及び副知事の特命事項に関する事。</li> <li>(3) 知事会議に関する事。</li> <li>(4) 重要施策の企画及び調査研究に関する事。</li> <li>(5) 全庁的な政策課題の調整に関する事。</li> <li>(6) 部相互における所管の明らかでない事務の調整に関する事。</li> </ul>
	総合計画課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 総合計画その他の県政運営の基本方針の策定に関する事。</li> <li>(2) 総合的な調整を要する計画等の推進に関する事。</li> <li>(3) 地域の振興計画等に関する事。</li> <li>(4) 国土利用計画及び土地利用基本計画に関する事。</li> <li>(5) 物流施策の総合的な推進に関する事。</li> <li>(6) 地方創生の推進に関する事。</li> <li>(7) 特区に関する事。</li> </ul>
	広聴広報課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 広聴に関する事。</li> <li>(2) 相談窓口案内及び県庁案内に関する事。</li> <li>(3) 県民サービスセンターに関する事。</li> <li>(4) 広報に関する事。</li> <li>(5) 報道機関への情報提供及び連絡調整に関する事。</li> <li>(6) 部局をまたがる課題（広聴広報課に関するものに限る。）に係る他部局との調整に関する事。</li> </ul>

第12条第1項第1号の次に次の1号を加える。

(1)の2 危機管理部

局	課等	所掌事務
	総務課	(1) 部内の人事、予算及び経理の総括に関する事 (2) 部内の事務改善の企画及び推進に関する事 (3) 部の所管に属する法令及び部の所管事業に係る法的問題への対応方針に関する事 (4) 部内の公益法人制度改革に関する事 (5) 部内の財産管理の総括に関する事 (6) 部の総合的な方針及び計画に関する事 (7) 部内の広報の総括に関する事 (8) 部局をまたがる課題に係る他部局との調整に関する事 (9) 東部危機管理局、中部危機管理局、西部危機管理局、消防学校及び環境放射線監視センターに関する事 (10) 部内の各課の連絡調整及び部内の他課の所掌に属しない事務に関する事
	危機政策課	(1) 防災行政の総合的な企画及び調整に関する事 (2) 静岡県地域防災計画（原子力対策編を除く。）に関する事 (3) 静岡県地震対策推進条例（平成8年静岡県条例第1号）に関する事 (4) 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）の適用の決定に関する事 (5) 諸外国との防災対策の連携強化に関する事 (6) 国民保護に関する事（国民保護対策本部の運営及び国民保護に係る訓練に関するものを除く。） (7) 市町村地域防災計画（原子力対策編を除く。）に関する事 (8) 危機管理体制の整備並びに危機事態の掌握及び総合調整に関する事
	危機情報課	(1) 地震対策その他の防災対策を推進するための調査及び研究に関する事 (2) 地震及び火山活動に関する調査、研究及び観測に関する事

		<ul style="list-style-type: none"> <li>(3) 危機管理に係る情報発信に関する事。</li> <li>(4) 県民の防災意識の高揚に関する事。</li> <li>(5) 自主防災組織に関する事。</li> <li>(6) 災害ボランティアに関する事。</li> <li>(7) 企業の防災対策に関する事。</li> <li>(8) 地震防災センターに関する事。</li> <li>(9) 防災に係る人材育成及び防災研究機関との連携に関する事。</li> </ul>
	<p>危機対策課</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害対策本部及び地震災害警戒本部の組織及び運営に関する事。</li> <li>(2) 防災訓練の企画及び実施に関する事。</li> <li>(3) 気象等に係る予報及び警報の伝達に関する事。</li> <li>(4) 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用の決定に関する事。</li> <li>(5) 方面本部及び市町の防災体制の確立に関する事。</li> <li>(6) 自衛隊、ライフライン関係機関等との連携に関する事。</li> <li>(7) 国民保護に関する事（国民保護対策本部の運営及び国民保護に係る訓練に関するものに限る。）。</li> <li>(8) 危機管理に係る応急対策に関する事。</li> <li>(9) 防災行政無線の運用及び管理並びにその指導に関する事。</li> <li>(10) ふじのくに防災情報共有システム（FUJISAN）に関する事。</li> <li>(11) 総合情報ネットワークの利用調整に関する事。</li> <li>(12) 地域映像情報発信に関する事。</li> <li>(13) その他無線局の整備及び指導に関する事。</li> </ul>
	<p>消防保安課</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 消防行政に関する事。</li> <li>(2) 消防防災航空隊及び防災ヘリコプターに関する事。</li> <li>(3) 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）に基づく許認可等に関する事。</li> <li>(4) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に基づく許認可等に関する事。</li> <li>(5) 危険物等の規制に関する事。</li> </ul>

		(6) 火薬類等の規制に関すること。 (7) 民間事業者等の保安活動の指導に関すること。
	原子力安全対策課	(1) 原子力発電所の安全対策に関すること。 (2) 原子力発電所の防災対策（静岡県地域防災計画及び市町村地域防災計画（それぞれ原子力対策編に限る。）に係るものを含む。）に関すること。

第12条第1項第2号の表中「局等」を「局」に改め、同表総務局の項中

- 「(4) 下田総合庁舎の移転に係る総括に関すること。  
(5) 部内の各局及び各課の連絡調整並びに部内の各局及び他課の所掌に属しない事務に関すること。」

- 「(4) 部内の各局及び各課の連絡調整並びに部内の各局及び他課の所掌に属しない事務に関すること。」

職員局	人事課	(1) 職員の任免、分限、懲戒、服務その他人事に関すること。	を
-----	-----	--------------------------------	---

職員局		(1) 年度の途中における部局間の業務量の平準化に関すること。	に、
	人事課	(1) 職員の任免、分限、懲戒、服務その他人事に関すること。	

「行政改革課」を「行政経営課」に、「行政改革に」を「行政経営に」に改め、同表に次のように加える。

地域振興局		(1) 地域政策の企画及び推進に関すること。 (2) 地域における行政情報の収集及び提供に関すること。 (3) 地域における事務事業の推進に係る連絡調整に関すること。
	地域振興課	(1) 地域の振興及び振興計画に関すること。 (2) 地方分権の推進に関すること。 (3) 大都市制度に関すること。 (4) 権限移譲（他課の所掌に属するものを除く。）の推進に関すること。

		<ul style="list-style-type: none"> <li>(5) 過疎地域の自立促進計画及び辺地の総合整備計画に関すること。</li> <li>(6) 市町の合併に関すること。</li> <li>(7) コミュニティに関すること。</li> <li>(8) 内陸フロンティアの推進に関すること。</li> <li>(9) 支援局に関すること。</li> <li>(10) 賀茂振興局に関すること。</li> </ul>
	市町行財政課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 市町並びに一部事務組合、広域連合及び財産区の行財政に関すること。</li> <li>(2) 権限移譲（他課の所掌に属するものを除く。）の推進に関すること。</li> <li>(3) 市町相互間の広域連携の推進に関すること。</li> <li>(4) 自衛官の募集に関すること。</li> <li>(5) 選挙管理委員会に関すること。</li> <li>(6) 市町の公営企業に関すること。</li> <li>(7) 市町の土地開発公社に関すること。</li> <li>(8) 市町の地方交付税に関すること。</li> <li>(9) 市町村税に関すること。</li> </ul>
情報統計局	情報政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 情報化施策の総合的な企画、調査研究、調整及び推進に関すること。</li> <li>(2) 地域情報化の推進に関すること。</li> </ul>
	電子県庁課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 県庁の情報化の企画、調整及び推進に関すること。</li> <li>(2) インターネット活用施策の企画、調整及び推進に関すること。</li> <li>(3) 県庁の情報処理基盤の総合的な整備、運用及び管理に関すること。</li> <li>(4) 人事給与システム、給与計算システム、財務会計システム等の運用管理及び機器管理に関すること。</li> </ul>
	統計利用課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 統計情報の提供及び分析に関すること。</li> <li>(2) 統計調査に係る指導及び相談に関すること。</li> </ul>
	統計調査課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 消費、人口、商工、経済等に係る統計調査に関すること。</li> </ul>

第12条第1項第3号を次のように改める。

(3) 削除

第12条第1項第4号の表中「局等」を「局」に改め、同項第5号の表中「局等」を「局」に改め、

「

	総務企画課	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 部内の人事、予算及び経理の総括並びに部内各局の予算及び経理の整理に関する事。</li><li>(2) 部内の事務改善の企画及び推進に関する事。</li><li>(3) 部の所管に属する法令及び部の所管事業に係る法的問題への対応方針に関する事。</li><li>(4) 部内の公益法人制度改革に関する事。</li><li>(5) 部内の財産管理の総括に関する事。</li><li>(6) 部の総合的な方針及び計画に関する事。</li><li>(7) 交流人口拡大施策の総合的な企画及び調整並びに推進に関する事。</li><li>(8) 部内の広報の総括に関する事。</li><li>(9) 部局をまたがる課題に係る他部局との調整に関する事。</li><li>(10) 部内の各局及び各課の連絡調整並びに部内の各局及び各課の所掌に属しない事務に関する事。</li></ul>
--	-------	---

を

」

管理局	総務監	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 部内の人事の総括に関すること。</li> <li>(2) 部内の事務改善の企画及び推進に関すること。</li> <li>(3) 部の所管に属する法令及び部の所管事業に係る法的問題への対応方針に関すること。</li> <li>(4) 部内の公益法人制度改革に関すること。</li> <li>(5) 部局をまたがる課題に係る他部局との調整に関すること。</li> <li>(6) 部内の各局及び各課の連絡調整並びに部内の各局及び各課の所掌に属しない事務に関すること。</li> </ul>
	経理監	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 部内の予算及び経理の総括並びに部内各局の予算及び経理の整理に関すること。</li> <li>(2) 部内の財産管理の総括に関すること。</li> <li>(3) 部局をまたがる課題に係る他部局との調整に関すること。</li> <li>(4) 部内の各局及び各課の連絡調整並びに部内の各局及び各課の所掌に属しない事務に関すること。</li> </ul>
	政策監	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 部の総合的な方針及び計画に関すること。</li> <li>(2) 交流人口拡大施策の総合的な企画及び調整並びに推進に関すること。</li> <li>(3) 部内の広報の総括に関すること。</li> <li>(4) 部局をまたがる課題に係る他部局との調整に関すること。</li> <li>(5) 部内の各局及び各課の連絡調整並びに部内の各局及び各課の所掌に属しない事務に関すること。</li> </ul>

に

改め、同表スポーツ局の項中「(8) 体育関係団体に関すること。」を

- 「(8) 体育関係団体に関すること。  
 (9) スポーツ交流の推進に関すること。」に、

スポーツ交流課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) スポーツ交流の推進に関すること。</li> <li>(2) 東京オリンピック・パラリンピックに関すること。</li> <li>(3) ラグビーワールドカップ2019に関すること。</li> </ul>
---------	---

を

オリンピック・パラリンピック推進課	(i) 東京オリンピック・パラリンピックに関すること。
ラグビーワールドカップ2019推進課	(i) ラグビーワールドカップ2019に関すること。

に改め、同表観光

交流局の項中 「(2) 国際観光誘客対策に関すること。  
(3) 市町等が実施するコンベンション等の誘致の促進に 関することを。」

「(2) 国際観光誘客対策に関すること。」に改め、同条第1項第6号の表中「局等」を「局」に改め、同表医療健康局の項中

- 「
- (2) 地域医療再生計画の進捗管理に関すること。
  - (3) 医療及び介護の総合的な確保に関すること。
  - (4) 病院、診療所、助産所、衛生検査所、歯科技工所及び施術所に関すること。
  - (5) 医療法人に関すること。
  - (6) 医療従事者の免許に関すること。
  - (7) 地方独立行政法人静岡県立病院機構に関すること。
- 」

を

- 「
- (2) 医療及び介護の総合的な確保に関すること。
  - (3) 病院、診療所、助産所、衛生検査所、歯科技工所及び施術所に関すること。
  - (4) 医療法人に関すること。
  - (5) 医療従事者の免許に関すること。
  - (6) 地方独立行政法人静岡県立病院機構に関すること。」
- に改め、同条第1項第7号の表中「局等」を

「局」に改め、同表産業革新局の項中「試験開発」を「研究開発」に、

「(2) 新エネルギー等の導入に関すること。」を

- 「
- (2) 新エネルギー等の導入に関すること。
  - (3) 電源地域の振興等に関すること。
- 」に改め、同表商工業局の項中「産業デザイン」を「デザイン

産業」に改め、同表農業局の項中「肥料」の次に「、農薬」を加え、同条第1項第8号の表中「局等」を

「局」に改め、同表都市局の項中

- 「  
(5) 流域下水道の建設及び管理に関すること。  
(6) 公益財団法人静岡県下水道公社の指導及び監督に関すること。  
」

「(5) 流域下水道の建設及び管理に関すること。」に改め、同条第1項第9号を削る。

第13条の表中「局・公室」を「局」に改め、同表静岡県表彰審査委員会の項中「知事公室」を「知事戦略局」に改め、同項の次に次のように加える。

静岡県総合計画審議会	静岡県総合計画の策定及び実施に関する重要事項の調査審議に関する事務	知事直轄組織	知事戦略局	総合計画課
静岡県国土利用計画審議会	国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第38条第1項の規定による同法の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議並びに知事の諮問に応じた県土の利用に関する基本的な事項及び土地利用に関し重要な事項の調査審議に関する事務	知事直轄組織	知事戦略局	総合計画課

第13条の表静岡県多文化共生審議会の項の次に次のように加える。

静岡県防災会議	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第14条第2項の規定による地域防災計画の作成及びその実施の推進等の防災に関する事務	危機管理部		危機政策課
静岡県国民保護協議会	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第37条第2項の規定による知事の諮問に応じた国民の保護のための措置に関する重要事項の審議及び知事に対する意見の陳述に関する事務	危機管理部		危機政策課
静岡県石油コンビナート等防災本部	石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第27条第3項の規定による石油コンビナート等防災計画の作成及びその実施の推進等石油コンビナート等の防災に関する事務	危機管理部		消防保安課

第13条の表中静岡県総合計画審議会の項及び静岡県国土利用計画審議会の項を削り、同表静岡県本人確認情報保護審議会の項及び静岡県固定資産評価審議会の項中「政策企画部」を「経営管理部」に、「政策推進局」を「地域振興局」に改め、同表静岡県障害者介護給付費等不服審査会の項の次に次のように加える。

静岡県障害者差別解消支援協議会	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第18条第1項の規定による障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議に関する事務並びに静岡県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例（平成29年静岡県条例第17号）第10条第2項の規定による助言及びあっせん並びに協議に関する事務	健康福祉部	障害者支援局	障害者政策課
-----------------	--	-------	--------	--------

第13条の表静岡県後期高齢者医療審査会の項の次に次のように加える。

静岡県国民健康保険運営協議会	知事の諮問に応じた静岡県国民健康保険運営協議会条例（平成28年静岡県条例第44号）第2条の規定による国民健康保険事業の運営に関する事項についての審議に関する事務	健康福祉部	医療健康局	国民健康保険課
----------------	--	-------	-------	---------

第13条の表静岡県農業共済保険審査会の項の次に次のように加える。

小中学校の児童生徒の静岡茶の愛飲の促進に関する県民会議	小中学校の児童生徒の静岡茶の愛飲の促進に関する条例（平成28年静岡県条例第53号）の規定による児童生徒の静岡茶の愛飲の促進に関する事項の調査審議に関する事務	経済産業部	農業局	お茶振興課
-----------------------------	--	-------	-----	-------

第13条の表静岡県防災会議の項から静岡県石油コンビナート等防災本部の項までを削る。

第4章第1節の2中第15条の前に次の款名を付する。

**第1款 財務事務所**

第15条の見出しを削る。

第4章中第1節の3を削る。

第4章第1節の2中第15条の次に次の1款を加える。

**第2款 賀茂振興局**

**第15条の2** 賀茂地域において、地域の連携強化及び振興等に関する事務を処理するとともに、防災対策その他の危機管理に関する事務を処理するため、静岡県賀茂振興局（以下「賀茂振興局」という。）を下田市中に置く。

2 賀茂振興局の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地域の連携強化、地域と連携した施策の企画及び推進に関すること。
- (2) 地域の振興に関すること。
- (3) 地域の交通ネットワークの拡充に関すること。
- (4) 地域における行政情報の収集及び提供に関すること。

- (5) 第14条の3第3項各号に掲げる事務（同項第8号、第9号及び第15号に掲げる事務を除く。）
- (6) 賀茂広域消費生活センターの会計事務及び庶務に関すること。

3 賀茂振興局に、次の課を置く。

地域振興課

危機管理課

第4章中第1節の2を第1節の3とする。

第4章中第14条の2の次に次の1節を加える。

**第1節の2 危機管理部関係出先機関**

**第1款 危機管理局**

**第14条の3 東海地震等の防災対策その他の危機管理に関する事務を処理するため、危機管理局を置く。**

2 危機管理局の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
静岡県東部危機管理局	沼津市高島本町	沼津市 熱海市 三島市 富士宮市 伊東市 富士市 御殿場市 裾野市 伊豆市 伊豆の国市 田方郡 駿東郡
静岡県中部危機管理局	藤枝市瀬戸新屋	静岡市 島田市 焼津市 藤枝市 牧之原市 榛原郡
静岡県西部危機管理局	磐田市見付	浜松市 磐田市 掛川市 袋井市 湖西市 御前崎市 菊川市 周智郡

3 危機管理局の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 災害対策本部方面本部及び地震災害警戒本部方面本部の組織及び運営に関すること。
- (2) 出先機関相互の連絡調整に関すること。
- (3) 国民保護に関すること。
- (4) 県民の防災意識の高揚に関すること。
- (5) 災害ボランティアに関すること。
- (6) 自主防災組織に関すること。
- (7) 企業の防災対策に関すること。
- (8) 伊豆東部火山群対策に関すること（静岡県東部危機管理局に限る。）。
- (9) 富士山火山対策に関すること（静岡県東部危機管理局に限る。）。
- (10) 防災訓練の企画及び実施に関すること。
- (11) 市町の防災体制の確立に関すること。
- (12) 市町村地域防災計画に関すること。
- (13) 自衛隊、ライフライン関係機関等との連携に関すること。
- (14) 消防に関すること。
- (15) 原子力発電所の防災対策に関すること（静岡県中部危機管理局及び静岡県西部危機管理局に限る。）。

- (16) 防災行政無線に関すること。
- (17) 危機管理体制の整備並びに危機事態の掌握、総合調整及び応急対策に関すること。
- (18) 危機管理に係る情報発信に関すること。

4 次の表の左欄に掲げる危機管理局に、同表の右欄に掲げる課を置く。

危機管理局	課
静岡県東部危機管理局	危機管理課 地域支援課
静岡県中部危機管理局	危機管理課 地域支援課
静岡県西部危機管理局	危機管理課 地域支援課

### 第2款 消防学校

**第14条の4** 消防組織法（昭和22年法律第226号）第51条第1項の規定により、消防職員、消防団員等の教育訓練に関する事務を処理するため、静岡県消防学校（以下「消防学校」という。）を静岡市清水区谷津町1丁目に置く。

2 消防学校の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 教育訓練の企画及び実施に関すること。
- (2) 教育訓練に係る調査及び研究に関すること。
- (3) その他教育訓練に関すること。

3 消防学校に、次の課を置く。

総務課

教務課

### 第3款 環境放射線監視センター

**第14条の5** 環境放射線の監視、調査及び研究並びに緊急時の環境モニタリングに関する事務を処理するため、静岡県環境放射線監視センター（以下「環境放射線監視センター」という。）を牧之原市坂口に置く。

2 環境放射線監視センターの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 浜岡原子力発電所周辺の環境放射線の監視に関すること。
- (2) 環境放射線の調査及び研究に関すること。
- (3) 緊急時の環境モニタリングに関すること。
- (4) 原子力防災センターの維持管理に関すること。

第18条第3項中「<sup>「総務課</sup> 企画調整課」を「総務企画課」に改める。

第19条の2第1項中「「ミュージアム」」を「「地球環境史ミュージアム」」に改め、同条第2項及び第3項中「ミュージアム」を「地球環境史ミュージアム」に改める。

第24条第1項及び第2項を次のように改める。

児童福祉法の規定による家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童の社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を行うため、静岡県立吉原林間学園（以下「吉原林間学園」という。）を富士市大淵に置く。

2 吉原林間学園の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童の短期間の入所又は通園による治療に関する事。
- (2) 入所児童及び通園児童の生活指導に関する事。
- (3) その他児童心理治療に関し必要な事。

第41条第2項中第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

- (ii) セルロースナノファイバーの試験研究及び調査に関する事。

第41条第4項の表中「第13号」を「第14号」に改め、「第10号」の次に「第11号」を加える。

第4章第5節中第44条の次に次の1款を加える。

#### 第10款の2 計量検定所

**第44条の2** 特定計量器の検定等に関する事務を処理するため、静岡県計量検定所（以下「計量検定所」という。）を静岡市葵区牧ヶ谷に置く。

2 計量検定所の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計量に関する事業者及び事業所に関する事。
- (2) 特定計量器の検定及び検査に関する事。
- (3) 計量に関する事業者及び事業所への立入検査及び指導に関する事。
- (4) その他計量に関する事。

3 計量検定所に、次の課を置く。

検定課

指導検査課

第4章第5節中第45条の次に次の1款を加える。

#### 第11款の2 ふじのくに茶の都ミュージアム

**第45条の2** お茶の振興を図るための拠点として、ふじのくに茶の都ミュージアム（以下「茶の都ミュージアム」という。）を島田市金谷富士見町に置く。

2 茶の都ミュージアムの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 茶の都ミュージアムの企画及び運営に関する事。
- (2) お茶に関する産業、文化、歴史、民俗に係る調査研究、普及及び指導助言に関する事。

3 茶の都ミュージアムに、次の課を置く。

企画総務課

学芸課

第4章第5節第15款の款名を削り、第49条を次のように改める。

**第49条** 削除

第50条第6項の表静岡県沼津土木事務所の項中「工事第2課」を「工事第2課 沼川新放水路整備課」に改

める。

第52条第3項中「企画振興課」を「企画整備課」に、「港営課 整備課」を「港営課」に改める。

第4章第7節の節名及び同節第1款から第3款までの款名を削り、第55条から第59条までを次のように改める。

**第55条から第59条まで 削除**

第60条第1項中「、公室に公室長」を削り、同条中第6項を削り、第7項を第6項とし、第8項から第10項までを1項ずつ繰り上げる。

第62条第2項中「本庁に」の次に「静岡県理事（政策担当）及び」を加え、「空港に関する事項」を「特定の重要事項」に改める。

第66条の見出しを「（支援局長）」に改め、同条中「政策企画部」を「経営管理部」に、「東部地域政策局長、中部地域政策局長及び西部地域政策局長」を「東部支援局長、中部支援局長及び西部支援局長」に、「「地域政策局長」」を「「支援局長」」に改める。

第67条第1項の表中

「

参事	必要と認める局、公室、課又は総務監等	局、公室、課又は総務監等の重要事項に関する事務又は専門技術に関する特定事項を処理する。	を
技監			

」

「

参事	必要と認める局、課又は総務監等	局、課又は総務監等の重要事項に関する事務又は専門技術に関する特定事項を処理する。	に
技監			

」

改め、同表危機調整監の項の次に次のように加える。

地域外交参事官	必要と認める課	地域外交に関する特定事項を処理する。
---------	---------	--------------------

第67条第1項の表中

「

秘書監	知事公室秘書課	を
秘書主幹		

」

「

秘書監	知事戦略局秘書課	に改め、同表公室付主幹の項を削り、同表局付
秘書主幹		

」

主幹の項中「地域外交局」の前に「知事戦略局、」を加え、同表主幹の項中「、公室」を削り、「地域政策局長」を「支援局長」に改め、同表班長代理の項及び副班長の項中「、公室」を削り、同表公室付主査の項を削り、同表局付主査の項中「地域外交局」の前に「知事戦略局、」を加え、同表専門主査の項中「、公室」を削り、同表主査の項中「、公室」を削り、「地域政策局長」を「支援局長」に改め、同表准教授の項の次に次のように加える。

地 域 外 交 専 門 官	必要と認める課	地域外交に関する分担事務を処理する。
---------------	---------	--------------------

第67条第1項の表主任の項中「、公室」を削り、「地域政策局長」を「支援局長」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 危機管理部に危機報道監を置き、その職務は、上司の命を受けて災害その他の緊急事態の発生時における一元的な報道対応及び危機管理に係る情報の提供に関する事務を処理することとする。

第67条中第4項及び第5項を削り、第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

3 危機管理部に地震防災センター所長を置き、その職務は、上司の命を受けて地震防災センターに関する事務を処理することとする。

4 経営管理部に、東部支援局次長、中部支援局次長及び西部支援局次長を置き、その職務は、それぞれ支援局長を補佐し、上司の命を受けて特定の重要事項を整理することとする。

第67条第7項の表個人住民税対策室長の項の次に次のように加える。

資産経営室長	経営管理部財務局管財課	ファシリティマネジメントの推進に関する事務
--------	-------------	-----------------------

第67条第7項の表内陸フロンティア推進室長の項中「政策企画部政策推進局地域振興課」を「経営管理部地域振興局地域振興課」に改め、同表企画調整室長の項からラグビーワールドカップ推進室長の項までを削る。

第68条第1項中「、公室に公室付を」を削り、同条第2項中「、公室付」を削る。

第71条の表副館長の項中「及びふじのくに地球環境史ミュージアム」を「、地球環境史ミュージアム及び茶の都ミュージアム」に改め、同表教授の項中「ふじのくに地球環境史ミュージアム」を「地球環境史ミュージアム」に改め、同表上席学芸員の項中「県立美術館」の次に「及び茶の都ミュージアム」を加え、同表上席研究員の項中「試験研究機関」の次に「及び茶の都ミュージアム」を加え、「試験研究に関する事務」を「所掌事務」に改め、同表准教授の項中「ふじのくに地球環境史ミュージアム」を「地球環境史ミュージアム」に改め、同表主任学芸員の項中「県立美術館」の次に「及び茶の都ミュージアム」を加え、同表主任研究員の項中「試験研究機関」の次に「及び茶の都ミュージアム」を加え、「試験研究に関する事務」を「所掌事務」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際次の表の左欄に掲げる局又は課に勤務を命ぜられている職員は、別に辞令を発せられない限り、改正後の静岡県行政組織規則（以下「改正後の規則」という。）に基づく同表の右欄に掲げる

局又は課の勤務を命ぜられたものとする。

知事直轄組織知事公室広聴広報課	知事直轄組織知事戦略局広聴広報課
経営管理部職員局行政改革課	経営管理部職員局行政経営課
政策企画部政策推進局	経営管理部地域振興局
政策企画部政策推進局市町行財政課	経営管理部地域振興局市町行財政課
政策企画部情報統計局情報政策課	経営管理部情報統計局情報政策課
政策企画部情報統計局電子県庁課	経営管理部情報統計局電子県庁課
政策企画部情報統計局統計利用課	経営管理部情報統計局統計利用課
政策企画部情報統計局統計調査課	経営管理部情報統計局統計調査課

- 3 この規則の施行の際現に前項の表の左欄に掲げる局又は課の参事、専門監、主幹、主査又は主任の職に補されている者は、別に辞令を発せられない限り、改正後の規則に基づく同表の右欄に掲げる局又は課の参事、専門監、主幹、主査又は主任に補されたものとする。

(静岡県青少年対策本部設置規則の一部改正)

- 4 静岡県青少年対策本部設置規則（昭和41年静岡県規則第18号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(組織)	(組織)
<b>第3条</b> (略)	<b>第3条</b> (略)
2 (略)	2 (略)
3 委員は、 <u>政策企画部長</u> 、 <u>くらし・環境部長</u> 、 <u>文化・観光部長</u> 、 <u>健康福祉部長</u> 、 <u>経済産業部長</u> 、 <u>教育長</u> 及び <u>警察本部長</u> をもって充てる。	3 委員は、 <u>知事戦略局長</u> 、 <u>地域外交局長</u> 、 <u>くらし・環境部長</u> 、 <u>文化・観光部長</u> 、 <u>健康福祉部長</u> 、 <u>経済産業部長</u> 、 <u>教育長</u> 及び <u>警察本部長</u> をもって充てる。
4 (略)	4 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。